

手数料名	No.596 長さ基準器の検査手数料(タクシメーター装置検査用基準器に限る。)			
所属コード	消込区分	歳入科目	手数料額	申請書提出先
23226	700	6422		1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取
				

基準器検査申請書

広島県知事様

受付欄

年 月 日

下記の計量器につき、基準器検査を受けたいので、申請します。

1 受けようとする基準器検査の種類・型式又は能力・数量及び手数料

種類	型式又は能力	器物番号	数量	1個当り 手数料	手数料	備考
計						

2 基準器を用いる計量器の検査

3 基準器検査規則第2条第1項に定める申請者（基準器検査を受けることができる者）

住所（居所）

氏名（名称）

4 代理人

住所（居所）

氏名（名称）

5 基準器検査を受けようとする場所・理由及び希望する日

場所

理由

希望日

年 月 日

6 その他

